

近江八幡市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成22年近江八幡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 5 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間、議員の議員報酬の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活を3か月に及ぶ自粛をお願いしたこと、また、市民生活が厳しい状況となっていることから、感染拡大防止に係る財源とすべく、議員の議員報酬の額を、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間減額するため、本議案を提出するものである。